

商品概要説明書
スーパー定期貯金＜単利型＞

（令和4年4月1日現在）

商品名 (愛称)	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー定期貯金＜単利型＞ ・ATM定期貯金
募集期間	令和4年4月1日（金）～令和5年3月31日（金）
ご利用いただける方	・JA兵庫西の総合口座通帳（定期貯金口座を開設済）もしくは定期貯金通帳をお持ちの個人の方
期間	・1年
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 1回あたりの預入限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・現金もしくは当座性貯金口座からの振替による一括預入 ・10,000円以上 ・1円単位（硬貨の取扱いのない一部のATMでは、硬貨の預入ができません。） ・（現金でお預入の場合） 1契約につき100万円（※ただし紙幣100枚、硬貨100枚以内のお取扱いとなります。） ・（キャッシュカードで振替の場合） ①同一名義人口座からの振替：1日あたり200万円まで ②他名義人口座からの振替：1日あたり50万円まで（利用限度額の変更を届出いただいている場合は、その範囲内となります。） *ただし、上記限度額には当日の引出し、振替、振込、デビットカードのご利用分が含まれます。
満期時の取扱方法	・元金自動継続または元利金自動継続
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して払い戻します。 ・解約手続きは支店窓口での取扱いとなります。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・預入時の店頭表示金利に年0.048%上乗せした利率を初回満期日まで適用します。 ・自動継続後は、この定期貯金の自動継続時の店頭表示金利を当該満期日まで適用します。 ・金利は毎月見直します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。 ※令和19年12月31日まで復興特別所得税が付加されています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率）
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 <li style="margin-left: 20px;">① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 <li style="margin-left: 20px;">② 6か月以上1年未満 約定利率×50% <li style="margin-left: 20px;">ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または事業推進部（電話：079-289-8801）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA事業推進部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 （以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当JA事業推進部またはJAバンク相談所にお問い合わせください。） ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金利情勢等により、取扱内容を変更または終了させていただく場合があります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA兵庫西